参考資料③

No	基本施策名	掲載候補事業名	掲載候補事業の内容	所管課	次期プランの位置づけ
1	基本施策2 妊娠・出産・子育 てまでの切れ目のない支援	利用者支援事業(子育て支援コンシェルジュ)	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育で 支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関 係機関との連絡調整等を実施します。	幼保支援課	拡充
2	基本施策2 妊娠・出産・子育 てまでの切れ目のない支援	母子健康包括支援センター事業	妊娠届出時に全妊婦に対し、保健師又は助産師による面接を行い、個々の状況に応じた支援ブランを策定します。 また、随時妊娠・出産・子育てに関する相談に応じます。	健康支援課	拡充
3	基本施策2 妊娠・出産・子育 てまでの切れ目のない支援	産前・産後母子支援事業	出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦や、妊婦健診を受けずに出産に至った妊婦など(以下「特定妊婦等」という。)への支援の強化に向けて、産科医療機関や母子生活支援施設等において、既存資源との連携・活用等により特定妊婦等への支援を提供します。	こども家庭支援課	取組事業
4	基本施策2 妊娠・出産・子育 てまでの切れ目のない支援	産後ケア事業	産後不安があり、家族等からの支援が受けられない方を対象に、訪問や 医療機関・助産所への宿泊を通じて助産師による心身のケアや育児指導 を行います。	健康支援課	取組事業
5	基本施策2 妊娠・出産・子育 てまでの切れ目のない支援	土日開催の両親学級	これから母親・父親になる方を対象に、助産師によるお産や母乳についての講義や行政サービスの紹介のほか、妊娠中から産後の母親の心と体の変化に合わせた父親のサポート等、子育てを協力して行うことについて講義を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。	健康支援課	取組事業
6	基本施策4 子ども・若者の健 全育成	学校支援地域本部事業	授業の補助、環境整備、登下校時の見守り活動などについて、地域住民 がボランティアとして学校をサポートします。	学事課	取組事業
7	基本施策5 子ども・若者の安全の確保	児童の安全・安心の確保	入退所管理システムの導入、校外ルームなどへのAEDの設置により、 利用児童の安全・安心を確保します。	健全育成課	新規
8	基本施策5 子ども・若者の安 全の確保	青色防犯パトロール実施団体へのド ライブレコーダー配付	青色回転灯装着車両による防犯パトロールを実施している団体にドライブレコーダーを配布し、学校・通学路周辺を巡回してもらうことで、子どもたちの安全確保、安全で安心なまちづくりを推進します。	地域安全課	取組事業
9	基本施策6 子ども・若者の居 場所づくり	多様な学童保育の提供 (民間学童保育)	民間事業者による学童保育の運営に対して補助金を交付し、各事業者による特色ある保育により多様な利用者ニーズへ対応していきます。また、待機児童の状況等を考慮した上で、より広範囲な地区の受皿拡大ができるよう補助メニューの充実を図ります。	健全育成課	拡充
10	基本施策6 子ども・若者の居場所づくり	ー体型の放課後子ども教室・子ども ルームの整備	一体型の放課後子ども教室・子どもルームの整備を図ります。	生涯学習振興課 健全育成課	拡充
11	基本施策6 子ども・若者の居 場所づくり	放課後の校庭開放事業(仮称)	小学校の放課後において、校庭を安全・安心な居場所として開放しま す。	生涯学習振興課	取組事業
12	基本施策7 ひとり親家庭の自 立支援の推進	遺児等のグリーフケア事業	児童の父又は母等が死亡又は障害の状態になった場合等において、遺族 等が悲しみや喪失感から立ち直るための支援として、専門機関によるカ ウンセリングを実施します。	こども家庭支援課	取組事業
13	基本施策7 ひとり親家庭の自 立支援の推進	学校外教育パウチャー事業	ひとり親家庭かつ生活保護受給世帯の児童に対して、クーボン券を提供 し、学習塾や習い事等に必要な費用の助成を行う。	こども家庭支援課	取組事業
14	基本施策7 ひとり親家庭の自 立支援の推進	高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親又は子が、高卒認定試験の合格を目指すために、民間 事業者などが実施する対策講座を受講するときの費用を助成します。	こども家庭支援課	取組事業
15	基本施策7 ひとり親家庭の自 立支援の推進	高等職業訓練促進資金貸付	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学時と就職時に資金の貸付を行います。	こども家庭支援課	取組事業
16	基本施策7 ひとり親家庭の自 立支援の推進	住宅確保要配慮者円滑入居支援事業	セーフティネット住宅への入居に関する情報提供・助言を行うほか、家 賃債務保証会社の保証委託料の一部を補助します。	住宅政策課	取組事業
17	基本施策7 ひとり親家庭の自 立支援の推進	就学援助	市立小中学校に就学する、経済的に困窮する世帯の児童生徒の保護者に 対し、学用品費等の支給や対象となる医療費、給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課	取組事業
18	基本施策7 ひとり親家庭の自 立支援の推進	生活困窮者自立支援事業(学習・生活支援事業)	生活保護世帯及び生活困窮者の属する世帯の親から子への貧困の連鎖を 防ぐため、対象世帯の子どもに対し、高校等進学に必要な基礎学力の向 上を図るための学習支援等を実施するとともに、子ども及びその保護者 に対し、当該子どもの生活習慣及び育成環境の改善を図るための生活支 援を実施します。	保護課	取組事業
19	基本施策8 児童虐待防止対策 の充実	児童福祉司の増員	児童福祉法施行令改正による児童福祉司の配置標準見直し(2022年度までに)に基づき、増員します。 ()児童相談所の管轄区域の人口を4万人から 3万人 (2)里親養育支援児童福祉司を配置 (3)名人 (2)3名1人	児童相談所	新規
20	基本施策8 児童虐待防止対策 の充実	児童心理司の増員	児童心理司の配置基準の法定化に基づき、増員します。 (2024年度までに) 児童福祉司(里親養育支援児童福祉司、市町村支援児童福祉司を除く) 2人につき1人配置	児童相談所	新規

参考資料③

No	基本施策名	掲載候補事業名	掲載候補事業の内容	所管課	次期プランの位置づけ
21	基本施策8 児童虐待防止対策 の充実	一時保護環境の改善・体制強化	子どもの視点に立って、権利が保障され、一時保護を必要とする子ども を適切な環境において保護できるよう、里親や児童福祉施設への一時保 護委託等を活用し、一時保護所の在所日数を短縮します。	児童相談所	新規
22	基本施策8 児童虐待防止対策 の充実	SNS等を活用した相談窓口の開設	子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談に対して、多くの方が利用するSNS等を活用した相談窓口を開設・運用します。※千葉県との共同実施	こども家庭支援課 児童相談所	新規
23	基本施策8 児童虐待防止対策 の充実	子ども家庭総合支援拠点事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う支援拠点を各区に設置します。	こども家庭支援課	新規
24	基本施策8 児童虐待防止対策 の充実	びーらぶ事業	DV被害者とその子ども達の自尊感情を回復し、暴力によらない対等な関係を学ぶ心理教育プログラムを実施します。	こども家庭支援課	取組事業
25	基本施策8 児童虐待防止対策 の充実	スクールカウンセラー	いじめや不登校などに対応するため、全中学校及び小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。	教育支援課	取組事業
26	基本施策8 児童虐待防止対策 の充実	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為など、生徒指導上の課題対応のために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。	教育支援課	取組事業
27	基本施策9 社会的養育体制の 充実	ファミリーホームの増設	養育者の住居で家庭的な雰囲気のもと、児童の健全な成育を支援するために、ファミリーホームを増設します。	こども家庭支援課	拡充
28	基本施策9 社会的養育体制の 充実	児童の自立支援	児童養護施設等への入所措置を受けていた者で自立のための支援を継続して行うことが適当な場合について以下の支援を行います。 ・現施設での居住継続に必要な支援を原則22歳の年度末まで行う。 ・退所後の児童に対し、自立への支援を行う。	こども家庭支援課 児童相談所	拡充
29	基本施策10 障害のある子ど もへの支援の充実	ちばしパラスポーツコンシェルジュ	障害児が地域のスポーツ活動に参加するためのつなぎ役として、コーディネーターが障害の種類・程度に応じたスポーツの紹介やサークル活動へのマッチングを行います。	オリンピック・パラリン ピック調整課	取組事業
30	基本施策10 障害のある子ど もへの支援の充実	特別支援教育就学奨励費	障害のある児童生徒の保護者に対し、世帯の経済状況(所得等)に応じて、学用品費等の支給や給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課	取組事業
31	基本施策10 障害のある子ど もへの支援の充実	スクールメディカルサポート事業	小学校の通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行う看護師(スクールメディカルサポーター)を派遣します。	養護教育センター	取組事業
32	基本施策10 障害のある子ど もへの支援の充実	特別支援教育介助員事業	小学校の通常学級又は特別支援学級に在籍する 常時介助の必要な児童の安全を確保するとともに、学級内の他の児童の学習保障及び 担任教員の負担軽減のために、小学校に 特別支援教育介助員を配置します。	養護教育センター	取組事業
33	基本施策11 社会生活を円滑 に営む上で困難を有する子ど も・若者に関する支援	子ども・若者総合相談センター運営事業	様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター(Link)」において、電話、来所、訪問相談だけでなく、SNS(LINE)による相談も実施します。	健全育成課	新規
34	基本施策11 社会生活を円滑 に営む上で困難を有する子ど も・若者に関する支援	子ども・若者総合相談センター運営事業	様々な悩みを抱える31歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター(Link)」において、児童施設等への出張相談を実施します。	健全育成課	拡充
35	基本施策11 社会生活を円滑 に営む上で困難を有する子ど も・若者に関する支援	子ども・若者支援協議会	困難を有する子ども・若者に対し効果的かつ円滑な支援を行うため、必要な情報交換を行うとともに、支援内容に関する協議を行います。	健全育成課	拡充
36	基本施策11 社会生活を円滑 に営む上で困難を有する子ど も・若者に関する支援	子ども・若者総合相談センター運営事業	様々な悩みを抱える30歳代までの子ども・若者とその家族の相談に応じる「子ども・若者総合相談センター(Link)」を運営します。	健全育成課	拡充
37	基本施策11 社会生活を円滑 に営む上で困難を有する子ど も・若者に関する支援	子どもナビゲーター事業	複合的な課題を抱える生活困窮家庭等の子どもの生活習慣や生活環境の 改善、学習や進学相談等の支援、関係機関との連携など包括的な支援を 行う子ともナビゲーターを配置します。	こども家庭支援課	拡充
38	基本施策11 社会生活を円滑 に営む上で困難を有する子ど も・若者に関する支援	就学援助	市立小中学校に就学する、経済的に困窮する世帯の児童生徒の保護者に 対し、学用品費等の支給や対象となる医療費、給食費等の援助を行います。	学事課 保健体育課	取組事業
39	基本施策11 社会生活を円滑 に営む上で困難を有する子ど も・若者に関する支援	スクールカウンセラー	いじめや不登校などに対応するため、全中学校及び小学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。	教育支援課	取組事業
40	基本施策11 社会生活を円滑 に営む上で困難を有する子ど も・若者に関する支援	スクールソーシャルワーカー	いじめ、不登校、暴力行為など、生徒指導上の課題対応のために、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれたさまざまな環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置します。	教育支援課	取組事業